

各施設(園)長 様

札幌市子ども未来局長

新型コロナウイルス感染症に関する園児のお休み要請及び休園判断等について(令和 2 年 11 月 1 日時点)

日頃より教育・保育行政の推進につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に当たっては、最大限の御配慮・御協力をいただきつつ、子どもの保育を行っていただいておりますことに感謝申し上げます。

保育所等における感染防止及び感染者発生時に速やかな対応を行うため、あらためて保護者の皆様に御協力いただきたいことを整理等いたしましたので、お知らせいたします。

これに合わせ、保護者あてのお知らせ及び施設内の掲示用チラシを作成いたしましたので、各施設におかれましては、施設内への掲示・利用者への配布等により施設利用者に周知いただけますようお願いいたします。

なお、これまでの取扱いとの変更点は下記のとおりとなります。

#### 記

- 1 登園しているお子様または同居の家族が PCR 検査を受けることになった場合  
PCR 検査の受検について、受検理由の要件を明確にしました。
- 2 登園しているお子様が濃厚接触者となった場合  
「同居の家族等が感染した場合」から、「登園しているお子様が濃厚接触者となった場合」とし、保健所の疫学調査結果とお休みの判断事由を合致させることとしました。
- 3 同居の御家族が濃厚接触者となった場合  
健康観察期間中はお休みいただくようにしておりましたが、御家族の PCR 検査結果が陰性であれば、登園を可能とするよう変更し、PCR 検査を受けることになった場合に含めました。
- 4 休園の判断について  
陽性患者が発生し、施設の消毒が必要又は園児や保育士等に濃厚接触者が発生している場合には、休園する場合がありますことを明記いたしました。
- 5 その他  
PCR 検査受検を把握した以降の対応フローを作成いたしましたので、御参照ください。